

○高浜市子ども健全育成支援員設置規則

平成27年3月31日

規則第15号

(設置)

第1条 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯、生活保護受給世帯その他支援が必要な世帯（以下「生活困窮世帯等」という。）の子ども又は修学及び就業のいずれもしていない若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「ひきこもり等の若者」という。）の自立の促進を図るため、高浜市福祉事務所に子ども健全育成支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(身分)

第2条 支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職とする。

(任用)

第3条 支援員は、支援員の職務に適すると認められる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 支援員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 支援員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもを有する生活困窮世帯等又はひきこもり等の若者を有する世帯の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 生活困窮世帯等の子ども又はひきこもり等の若者及びそれらの家族に対し、各種支援制度又は支援実施機関を紹介して必要な支援の利用等を促すこと。
- (3) その他生活困窮世帯等の子ども又はひきこもり等の若者の自立の促進のために必要な支援を行うこと。

(服務)

第6条 支援員は、職務の遂行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務を常に誠実かつ公正に遂行しなければならない。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (3) この規則に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、

市長の指示に従わなければならない。

(勤務時間等)

第7条 支援員の勤務日数は、週5日以内とし、週の勤務時間は、30時間以内とする。

2 前項の勤務日数及び勤務時間の割振りは、市長が定めるものとする。

3 支援員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない時間に相当する額を一般職の職員の例により減額する。

(休日)

第8条 支援員の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(休暇)

第9条 支援員の年次有給休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定を適用する。

(解任)

第10条 市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があった場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くに至った場合

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、支援員について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。